

第 3 7 6 回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 2 7 日（火） 14:00-15:30
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 野口委員、東條委員、歌 委員、久川委員、
岡田委員、高橋委員、谷上委員、横山委員、
上月委員
- 4 欠席委員 岡崎委員
- 5 事務局 池脇事務局長、加藤主査兼係長
- 6 県出席者 赤澤係長、妹尾主任、木本主事
- 7 議 題
 - (1) 令和 4 年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について
 - (2) 下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
 - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
 - (4) あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について
 - (5) 内水面漁場計画（素案）について
 - (6) その他

8 議事

局長： 定刻が参りましたので、これより第376回内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は、定員10名中9名が出席されておりますので過半数を充たし、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長、よろしくお願いします。

議長： 改めまして、皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましてはお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、ただ今から第376回徳島県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、久川委員さんと岡田委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

では、議事に入ります。

議題（1）は、「令和4年度うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針について」でございます。それでは、県から説明をお願いいたします。

漁業調整課： 資料1により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： この採捕の実績報告ってありますよね。今年、行ったけど採れなかったという人は、採捕の実績というのとはなくなりますよね。

漁業調整課： 採れなくても、採れなかったという実績になります。

委員： 採れなかったという報告を上げるわけですか。

漁業調整課： はい。すべての許可漁業につきまして、許可を受けた者は漁獲実績を報告しなければなりませんので、海面で行

っている漁獲実績につきましても、採れなかったという報告をあげてもらっています。

議長： 他にご意見等はございませんか。

それでは無いようでございますので、本件につきましては、原案のとおり、異議のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり「異議のない旨」を回答することに決定いたします。

次に、議題（２）に移りたいと思います。議題（２）は、「下りうなぎの採捕禁止に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料２により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。特に何かございませんか。

議長： 特にないようですので、本件については案のとおり、委員会指示を発出するとともに、海区委員会と連名で県内漁協に対して、採捕自粛要請を行うことにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件につきましては案のとおり、委員会指示並びに自粛要請を発出することといたします。

次に、議題（３）「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
ご質問等はございませんか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり、委員会指示を発出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議が無いようなので、本件につきましては原案のとおり、委員会指示を発出することに決定いたします。
続いて、議題（４）「あゆ産卵場造成に伴う水産動植物の採捕禁止区域及び採捕禁止期間の設定に係る委員会指示について」でございます。
それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料４により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり、委員会指示を発出することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： ご異議がないようなので、本件につきましては原案のとおり、委員会指示を発出することに決定いたします。
続いて、議題（５）は「内水面漁場計画（素案）について」でございます。
それでは、県から説明をお願いいたします。

漁業調整課： 資料５により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員： この板野の吉野川漁連の赤線引いてるところはあかんということやね。ここはアユが遡上しよんですよ。なぜかという、第十堰が渇水でアユが上れん状況なんよ。遡上ができない状態で、全部旧吉野川から来よんよ。だからこれは認めてもらわなんたら。元々旧吉野川が吉野川の本体よな。

漁業調整課： 先ほども言いましたように、そもそもアユの遡上期間というのは採捕禁止期間ですよ。

委員： それはそうやけど、それだけじゃなしに、アユは産卵後、2～3日かけて海へ流れていくんよ。そのときに旧吉野川に流れていくんやから、そういうのも考えてくれんと。遡河性魚類いうてな。これは漁業権にせないかんという意見です。

漁業調整課： アユを獲る漁業について、ここでされているかという実態がないと思いますし、先ほどの法律の抜粋にもありましたように、あくまでそこで増殖しているかというところがポイントになりますので。判断材料として、環境調査の際にこの場所でアユの成魚が採捕されているかどうかをみています。

委員： それって何か矛盾してるように思うんやけど。ここで放流したりすることになると思うんやけど。他所の地区で放流の実績があるんやったら認められるところもあるやないですか。渇水のこともあるし、それやったら第十堰の魚道を整備するとかね。そういうことをしないと不平があると思うんやけど。アユだけでなしにウナギもあるし。もう一回検討してくれるで。

漁業調整課： 最初に説明させていただいたように、第五種の共同漁業権については、そこで魚が増殖、生育して漁業の対象になるということが前提であって、遡上とか流下仔魚が降ると

きの単なる通り道になっているというところについて、漁業権をつけることはできません。

委員： アユ獲る人もおる。

漁業調整課： 遡上期にはアユがいるかもしれませんが、遡上期が終われば今回の要望が挙がっているところで、アユが苔を食んで産卵してということは、環境調査のデータを見ても確認できないので漁業権を免許するような場所ではないと県では考えています。遡上の通り道で言えば、河口のところまで漁業権になるのかとか、海から上がってくるから海まで第五種だとかいう意見もあるかもしれませんが、元々遡上の通り道は第五種共同漁業権の区域にはなりませんので、どこの河川についても海までついているところはありません。

委員： じゃあその手前とか。元々吉野川はあっちやったんやけん。

漁業調整課： 川の流れそのものと、漁業の実態はまた別の話ですので、旧吉野川でアユがどれだけ獲られているかとか、先ほどウナギのことも仰いましたけど、ウナギに関しては吉野川漁連は義務放流量も毎年放流していただけていないところで、区域増やして放流量増やせるんですかというところも県としては確認しなければいけなくなります。本流にも半分くらいしか放流できていなくて、毎年指導してもできませんとお答えいただいていますので、そこで区域を広げてって言われてもそれはできません。

委員： そこをどないぞと言いよんよ。

漁業調整課： 第五種の共同漁業権をつけるということは、増殖義務が課せられてくる訳で、現状より負担が大きくなりますよということです。旧吉野川でアユやウナギを漁獲するということと、それに伴って生じる増殖義務というところを考えてください。現実問題として、吉野川漁連さんにそれができますか。ただ、県としては義務とか言う前に、旧吉野川がアユの増殖に適しており、漁業を営んだり採捕したりすることが

妥当かどうかを判断した上で、今回の漁場計画には載せない方向で検討させていただいて素案を示しております。

委員： わかりました。

議長： 他にご意見等はございませんか。

議長： 無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり異議のない旨を回答することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

議長： ご異議がないようなので、本件については原案のとおり「異議のない旨」を回答することに決定いたします。

続いて、議題（６）「その他」でございます。
何かございますか。

事務局： 事務局からはありません。

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

議長： 無いようです。それでは以上をもちまして第３７６回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上